

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部河川課 No.011

処 分 名	河川管理上支障のある行為の許可等
処 分 の 概 要	河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可
根拠法令等・条項	河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）第 29 条
審 査 基 準	<p>一級・二級河川について、国、県が行う処分を定めた法であるため、審査基準は設定しない。</p> <p>ただし、河川法第 100 条において、準用河川が、この条文を準用する。</p> <p>【審査基準】</p> <p>河川の自由使用に関するもの以外の使用は、河川法第 23 条から第 28 条で網羅されていると考えられるが、社会の進歩により、複雑化するので、それを補完するものであり、審査基準を設けることは困難である。</p>
標準処理期間	実績がなく将来にも申請が見込めないため、設定しません。
設定年月日	最終改正：平成 31 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階河川課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■河川法

第二十九条 第二十三条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深淺等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

2 二級河川については、前項に規定する行為で政令で定めるものについて、都道府県の条例で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。